

WHOのための新型コロナウイルス感染症連帯対応基金 寄付趣意書

(公財) 日本国際交流センター

新型コロナウイルスの世界規模での拡大は、先例のない健康上の危機であり、社会・経済的に甚大な打撃を与えています。危機の根本原因である新型コロナウイルスとの闘いに、人類の英知を集め、WHOを中心とした国際協力を推進する必要があります。このため、米国の国連財団を中心とした民間財団により、世界規模の募金活動 COVID-19 Solidarity Response Fund for WHO (WHOのための新型コロナウイルス感染症連帯対応基金) が3月13日に立ち上がりました。日本国際交流センターは、日本の民間外交を担う組織として国際保健分野における日本の国際的役割の強化と国際協調を推進してきた立場から、この主旨に賛同し、WHOとの協議および国連財団との提携により、同基金の日本国内の募金機関として募金活動を行います。新型コロナウイルス感染症の流行を収束に導くための対応を加速させ、また、特に、保健システムの脆弱な低・中所得国の新型コロナウイルス対策を支援するためには、緊急に資金が必要となっております。

つきましては、昨今の厳しい経済情勢の下でのお願いでまことに恐縮ではありますが、今回の主旨にご賛同いただき、格別のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1. 募金名称 WHOのための新型コロナウイルス感染症連帯対応基金
 特設ウェブサイト <http://covid19responsefund.jcie.or.jp/>
2. 募金目標額 募集期間中に集めた金額とする。
3. 募金対象 本事業に賛同する法人、個人 (20万円以上)
4. 寄付金の使途

受領したご寄付は、次項に記載の通り国連財団を通じて [COVID-19 Solidarity Response Fund for WHO](#) の寄付金として WHO に送金され、WHO が策定した「戦略的準備・対応計画」に基づき以下目的遂行のために使用されます。

- 新型コロナウイルスの拡大と収束に関する情報把握
- 保健システムが脆弱な国が、新型コロナウイルス対策を実施できるよう能力構築を支援

- 保健医療従事者を対象に、臨床現場における新型コロナウイルス予防・検査・対応の研修の実施
- 最前線で働く保健医療従事者の感染予防のための必須備品（マスク、ガウン、手袋等）の配備
- 新型コロナウイルス検査の向上、検査設備や機器の普及
- 新型コロナウイルスの予防と検査に関する住民への情報提供
- ワクチンと治療法の研究・開発およびアクセスの促進

寄付金は、WHO が上記事業を実施する資金として使われる他、上記を遂行するために WHO と連携するユニセフ（国連児童基金、保健制度が脆弱な国への支援）および CEPI（感染症流行対策イノベーション連合、ワクチン開発）にも配分される予定。配分率は WHO の裁量となる。

（上記目的は 4 月 1 日現在、更新情報は特設ウェブサイトに掲載）

5. 基金の構成および管理費について

本募金は、WHO の要請に賛同した各国の民間財団のネットワークによる世界規模の募金活動 COVID-19 Solidarity Response Fund for WHO の一環として行うものです。日本国内では、日本国際交流センターが唯一の募金団体となり、上記 Fund を主宰する国連財団（本部・米国ワシントン DC）と日本国際交流センターとの覚書に基づき実施されます。日本国際交流センターでは、日本国内の法人寄付および 20 万円以上の個人寄付を受け入れます。20 万円未満の個人寄付については、個人が国連財団のグローバルサイトを通じてオンラインで寄付ができるよう和文ページの監修を行っています。

上記覚書に基づき、日本での募金に関わる経費・管理費として、国連財団と日本国際交流センターで合わせて 5% を差し引き、95% が WHO に送金されます。尚、グローバルサイトからのオンライン寄付も同じく 5% の経費・管理費を引いた 95% が WHO に送金されます。

6. ご寄付のプロセスについて

1. [特設ウェブサイト](#)の「寄付お申込み」ボタンから、フォームに必要事項をご記入の上、送信ください。
2. 日本国際交流センターより、募金趣意書、寄付誓約書、ご寄付送金口座情報・広報ガイダンスなどの資料一式をメールでお送りいたします。

3. ご寄付のご意向が固まりましたら、寄付誓約書を日本国際交流センターにメール添付でお送りください。ご寄付は、円または米ドルで受け付けます。
4. 一定額以上のご寄付については、国連財団と日本国際交流センターの規程に基づき、寄付者要件の審査がございます。通常、週日3日以内に審査を済ませ、ご連絡いたします。
5. 寄付金のご入金
6. 寄付者の側で、本寄付についてのご発表される場合はお知らせください。（ご発表にあたっては注意事項がございます。広報ガイダンスをご参照ください）
7. 基金として、一定額以上のご寄付について感謝を示すロゴの掲載など一連の広報をさせていただきます（ご希望の場合のみ。ご寄付額によって基金側の広報内容が異なります。広報ガイダンスをご参照ください。）

受領したご寄付は迅速に国連財団に送金し、国連財団側でも世界各地からのご寄付を一括して毎週 WHO に送金いたします。

以上